○モザンビーク共和国に係る物資協 力の実施について

(平成6年7月26日) 閣 議 決 定)

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成4年法律第79号)第25条第1項の規定に基づき、モザンビーク共和国に係る物資協力を別紙のとおり実施することとする。

(別紙)

日本国政府は、平成6年度において、国際連合に対し、現在モザンビーク共和国で行われている国際連合モザンビーク活動(ONUMOZ)の活動に協力するために必要な

- (1) テレビ及びビデオデッキ
- 200セット

(2) 小型ラジオ

40,000台

(3) 上記(1)及び(2)の輸送に必要な役務 を予算の範囲内において無償で供与する。

説明

1 モザンビーク共和国においては、大統領選挙及び議会選挙が本 年10月実施予定であり、国際連合モザンビーク活動(ONUMO

- 2)は、モザンビーク国民に対し自由公正な選挙等について広報・教育活動を実施中である。
- 2 ONUMO Zは、テレビ放送、広報用ビデオによる広報・教育 効果を高めるため、学校、病院等の公共施設にテレビ及びビデオ デッキを設置すること等を計画している。このためテレビ及びビ デオデッキが必要である。
- 3 ONUMO Zは、ラジオ放送による広報・教育効果を高めるために、モザンビーク国民に対し、ラジオを配付することを計画している。このためラジオが必要である。